

高知学園大学学則（案）

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 組織
- 第 3 章 職員組織
- 第 4 章 運営組織
- 第 5 章 学年、学期、授業期間及び休業日
- 第 6 章 入学、編入学、留学、退学、復学及び休学
- 第 7 章 教育課程
- 第 8 章 卒業及び学位
- 第 9 章 学納金等
- 第 10 章 特別科目履修生、科目等履修生、卒後研修生及び外国人留学生
- 第 11 章 公開講座
- 第 12 章 賞罰
- 第 13 章 厚生施設
- 附則

高知学園大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 高知学園大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である「世界の平和と友愛」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、実践的な幅広い能力と知的、道徳的及び応用的能力を展開することのできる人材を養成し、もって人類の福祉と文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する学科における人材の養成に関する目的、その他教育研究の目的については別に定める。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善並びに事務能率や大学運営の向上を図るため委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

(教育研究活動等の公表)

第4条 本学は、公的教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究水準の向上を図るために、教育研究活動等に関する情報を広く社会に公表するものとする。

2 公表する情報、実施体制及び方法については、別に定める。

第2章 組織

(学部、学科、定員及び修業年限)

第5条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学部及び学科		入学定員	収容定員
健康科学部	管理栄養学科	70名	280名
	臨床検査学科	60名	240名

備考 管理栄養学科は管理栄養士養成課程で、学級数は各学年2クラスとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

(図書館)

第7条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(キャリアセンター)

第8条 本学にキャリアセンターを置く。

- 2 キャリアセンターに関し、必要な事項は別に定める。
(事務組織)

第9条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。
- 3 本学の学部で学部長、学科で学科長を置く。
- 4 本学に客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。
- 5 本学に名誉教授を置くことができる。
- 6 前項のその他職員組織に関する必要な事項は別に定める。

第4章 運営組織

(評議会)

第11条 本学に評議会を置く。

- 2 評議会は学長の諮問に応じて、本学の重要事項について審議する。
- 3 評議会に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第13条 教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第14条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 3 前二項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(委員会)

第15条 本学に大学運営に必要な委員会を置く。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年、学期及び授業期間)

第16条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 春期休業 3月22日から4月4日まで

四 夏期休業 8月1日から9月30日まで

五 冬期休業 12月21日から翌年1月7日まで

六 学園記念日 1月23日

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

第6章 入学、編入学、留学、退学、復学及び休学

(入学の資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

八 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 大学において2年以上在学し、62単位以上修得した者

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの

五 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

六 本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留学)

第24条 外国の大学又は短期大学に留学を志願しようとする者は、所定の様式により願い出ることとし、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条第1項に定める修業年限に通算することができる。

3 外国の大学又は短期大学で修得した単位については、第37条の規定による。

(休学)

第25条 疾病その他の理由により2ヵ月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て、許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第26条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は学期始めとする。

(転学)

第28条 他の大学へ転学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て、転学することができる。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、所定の様式により学長に届け出て、退学することができる。

(再入学・転入学)

第30条 本学に再入学または転入学を志願する者がある時は、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

2 再入学・転入学について必要な事項は別に定める。

(転科)

第31条 本学に在学中の者が学科の変更を希望する時は、欠員のある場合に限り、選考のうえ、転科を学長が許可することがある。

2 転科について必要な事項は別に定める。

(除籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第6条2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第16条2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料等学納金の納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第7章 教育課程

(開設科目及びその単位数)

第33条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表1、2のとおりとする。

2 第1項に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置き、その授業科目及びその単位数は、別表3のとおりとする。

(単位の計算方法)

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は定期試験又は適時、その履修した科目について筆記、口述、レポート、実技などによって行う。
- 3 その他試験について必要な事項は別に定める。

(学習の評価)

第36条 学習の評価は100点を満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第37条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第8章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第40条 本学の健康科学部管理栄養学科の学生は4年以上在学し、別表1に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

2 本学の健康科学部臨床検査学科の学生は4年以上在学し、別表2に定めるところにより130単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第41条 前条の卒業の要件を満たした者に対する卒業は、学長がこれを認定する。

(学位の授与)

第42条 前条により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

2 学士の学位を授与するにあたっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科	専攻分野の名称
健康科学部	管理栄養学科	栄養学

	臨床検査学科	臨床検査学
--	--------	-------

(資格の取得)

第43条 本学において取得できる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学部	学科	資格及び免許状の種類
健康科学部	管理栄養学科	栄養士免許証 管理栄養士国家試験受験資格 栄養教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（家庭科） 高等学校教諭一種免許状（家庭科）
	臨床検査学科	臨床検査技師国家試験受験資格

- 健康科学部管理栄養学科の学生で栄養士免許証を取得しようとする者は、第40条第1項に規定する卒業要件を満たし、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に基づき、別表4に規定する科目の単位を修得しなければならない。
- 健康科学部管理栄養学科の学生で管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、第40条第1項に規定する卒業要件を満たし、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）に基づき、別表5に規定する科目の単位を修得しなければならない。
- 健康科学部管理栄養学科の学生で栄養教諭一種免許状を取得しようとする者は、第40条第1項に規定する卒業要件を満たし、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する科目の単位を別表3のうちから修得しなければならない。
- 健康科学部管理栄養学科の学生で中学校教諭一種免許状（家庭科）及び高等学校教諭一種免許状（家庭科）を取得しようとする者は、第40条第1項に規定する卒業要件を満たし、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する科目の単位を別表3のうちから修得しなければならない。
- 健康科学部臨床検査学科の学生で臨床検査技師国家試験受験資格を取得しようとする者は、第40条第2項に規定する卒業要件を満たし、かつ、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省・厚生省令第3号）に規定する科目の単位を別表2のうちから修得しなければならない。

第9章 学納金等

(学納金等の金額)

第44条 本学の学納金等の金額は次のとおりとする。

学納金	種別	健康科学部	
		管理栄養学科	臨床検査学科
	入学金（入学時のみ）	220,000円	220,000円
	授業料	600,000円	600,000円
	拡充費	230,000円	300,000円

	図書費	30,000円	50,000円
	実験実習費	140,000円	350,000円
入学検定料		28,000円	

- 2 入学予定者は、入学金を指定期日までに納入しなければならない。
- 3 授業料、拡充費、図書費及び実験実習費は2期に分け、前期は4月末日、後期は10月末日までに納入しなければならない。ただし、入学予定者に限り、前期分は指定期日までに納入しなければならない。
- 4 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(休学及び復学の場合の学納金等)

第45条 休学が一学期間全部にわたるときは、その学期の学納金は免除する。ただし、休学在籍料として50,000円を指定期日までに納入しなければならない。

- 2 学期の中途から復学するときは、その学期に係る既に納入している休学在籍料を差引いた学納金を納入しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第46条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の学納金は、納入しなければならない。

- 2 停学期間中であっても、学納金は納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金)

第47条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで学納金を納付しなければならない。

(納付した学納金等)

第48条 納付した学納金等は、原則として返還しない。

- 2 入学時の学納金については、入学手続きを完了した者で、所定の期間内に入学辞退の申し出があった者は、入学金以外の学納金を返還する。ただし、専願の入学試験で合格した者は、この限りでない。

第10章 特別科目履修生、科目等履修生、卒後研修生及び外国人留学生

(特別科目履修生)

第49条 本学において、他の大学（外国の大学を含む）との協議により、当該大学等の学生に特別科目履修生として本学の授業科目を履修させることがある。

- 2 特別科目履修生への単位の授与及び学習の評価は、第25条及び第26条の定めに準じて行うことができる。
- 3 特別科目履修生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第50条 本学において、特別科目履修生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として本学の授業科目を履修させることがある。

- 2 科目等履修生への単位の授与及び学習の評価は、第35条及び第36条の定めに準じて行うことができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(卒後研修生)

第51条 本学において、卒後研修を目的として、一又は複数の授業科目の聴講を希望する者に対しては、卒後研修生として本学の授業科目を聴講させることがある。

2 卒後研修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 本学は、必要に応じ公開講座を開設する。

2 公開講座の実施運営については別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第54条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第55条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きについては、別に定める。

第13章 厚生施設

(学生寮)

第56条 本学に学生寮を置く

2 学生寮に関する規則は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。

別表 1 健康科学部管理栄養学科

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
教養・基礎科目	人間と文化の探求	生命倫理学	2		
		心理学		2	
		平和と友愛論	1		
		美術の世界		1	
		国際文化人間論		1	
	現代社会の探求	社会学		2	
		日本国憲法		2	
		社会福祉論	2		
		社会とメディア		2	
		経営学基礎		2	
		マーケティング論		2	
		ヒューマンコミュニケーション		2	
	自然科学の探求	基礎化学	2		
		有機化学	2		
		生物学概論		2	
		物理学概論		2	
		数学概論		2	
		統計学		2	
	地域と環境の探求	健康科学	1		
		生活と環境		2	
		災害と生活		2	
		土佐の歴史		1	
		土佐の食文化	1		
	日本語科目	日本語文章表現	1		
		日本語口頭表現		1	
		日本語読解		1	
	外国語科目	英語文章表現	1		
		英語読解		1	
		日常英会話	1		
		英語プレゼンテーション		1	
		中国語の基礎		1	
		中国語会話		1	
	情報科目	情報機器の活用と発信		1	
		情報機器とプレゼンテーション	1		
		情報倫理		1	
	キャリア形成科目	キャリアデザインⅠ（基礎）	1		
		キャリアデザインⅡ（応用）		1	
	スポーツと健康の探求	運動と健康	1		
		生涯スポーツ実技		1	

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
専門導入科目		管理栄養士導入教育論	1		
		健康栄養学	1		
		チーム医療概論	1		
		地域医療概論	1		
		救急救命法		1	
		医療リスクマネジメント	1		
		医学英語演習		1	
		医学英語特論		1	
専門基礎科目	社会・健康 と健康環境	公衆衛生学Ⅰ（総論）	2		
		公衆衛生学Ⅱ（各論）	2		
		公衆衛生学実習	1		
		地域包括ケアシステム論	2		
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	生化学Ⅰ（機能）	2		
		生化学Ⅱ（代謝）	2		
		生化学実験	1		
		人体の構造学	2		
		人体の機能学	2		
		人体の構造学実習	1		
		人体の機能学実習	1		
		疾病論Ⅰ（総論）	2		
		疾病論Ⅱ（各論）	2		
		運動生理学	2		
		運動生理学実習	1		
	食べ物と健康	食品学Ⅰ（総論）	2		
		食品学Ⅱ（各論）	2		
		食品学実験	1		
		食品衛生学	2		
		食品衛生学実験	1		
		食品加工学実習	1		
		調理科学	2		
		調理学実習Ⅰ（基礎）	1		
		調理学実習Ⅱ（応用）	1		
専門科目	栄養学基礎	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ（栄養管理）	2		
		応用栄養学Ⅱ（母性・成長期）	2		
		応用栄養学Ⅲ（成人・高齢期）	2		
		応用栄養学実習	1		
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ（基礎）	2		
		栄養教育論Ⅱ（応用）	2		
		栄養教育論Ⅲ（実践）	2		
		栄養教育論実習	1		

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
専 門 科 目	臨 床 栄 養 学	臨床栄養学Ⅰ（総論）	2		
		臨床栄養学Ⅱ（管理・評価）	2		
		臨床栄養学Ⅲ（栄養食事療法）	2		
		臨床栄養学実習Ⅰ（基礎）	1		
		臨床栄養学実習Ⅱ（応用）	1		
		病棟栄養管理学	2		
		口腔ケアと栄養管理	1		
		がんと栄養療法	1		
	公 衆 栄 養 学	公衆栄養学Ⅰ（総論）	2		
		公衆栄養学Ⅱ（各論）	2		
		地域公衆栄養学実習	1		
	給 食 経 営 管 理 論	給食経営管理論Ⅰ（総論）	2		
		給食経営管理論Ⅱ（各論）	2		
		給食経営管理実習Ⅰ（基礎）	1		
		給食経営管理実習Ⅱ（応用）	1		
	総 合 演 習	臨地実習事前・事後指導	1		
		管理栄養士総合演習		2	
	臨 地 実 習	臨地実習Ⅰ（給食の運営）	1		
		臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）	1		
		臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）	1		
		臨地実習Ⅳ（臨床栄養学）		1	
		臨地実習Ⅴ（公衆栄養学）		1	
	発 展 科 目	卒業研究		4	
家 庭 科 専 門 科 目	家庭経営学（家庭経済学含む）	2			
	家族関係学		2		
	被服学		2		
	被服製作実習		1		
	住居学		2		
	保育学		2		
	家庭看護学		2		
	家庭電気・家庭機械		2		
	家庭情報処理		1		
	家庭科教育法Ⅰ		4		
	家庭科教育法Ⅱ		4		
栄 養 教 諭 専 門 科 目	学校栄養教育論Ⅰ		2		
	学校栄養教育論Ⅱ		2		
合 計			106	76	
卒 業 要 件 単 位 数				124単位以上	

別表 2 健康科学部臨床検査学科

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
教養・基礎科目	人間と文化の探求	生命倫理学	2		
		心理学		2	
		平和と友愛論	1		
		美術の世界		1	
		国際文化人間論		1	
	現代社会の探求	社会学		2	
		日本国憲法	2		
		社会福祉論		2	
		社会とメディア		2	
		経営学基礎		2	
		マーケティング論		2	
		ヒューマンコミュニケーション		2	
	自然科学の探求	化学概論	2		
		生物学概論	2		
		物理学概論	2		
		数学概論		2	
		統計学		2	
	地域と環境の探求	健康科学	1		
		生活と環境		2	
		災害と生活	2		
		土佐の歴史		1	
		土佐の食文化		1	
	日本語科目	日本語文章表現	1		
		日本語口頭表現		1	
		日本語読解		1	
	外国語科目	英語文章表現	1		
		英語読解		1	
		日常英会話	1		
		英語プレゼンテーション		1	
		中国語の基礎		1	
		中国語会話		1	
	情報科目	情報機器の活用と発信	1		
		情報機器とプレゼンテーション		1	
		情報倫理		1	
	キャリア形成科目	キャリアデザインⅠ（基礎）	1		
		キャリアデザインⅡ（応用）		1	
	スポーツと健康の探求	運動と健康	1		
		生涯スポーツ実技Ⅰ		1	

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能	解剖学	2		
		解剖学実習	1		
		生理学	2		
		生化学Ⅰ（物質生化学）	2		
		生化学Ⅱ（代謝生化学）	1		
		生化学実習		1	
		細胞分子生物学		2	
		健康食品総論		2	
	医学検査の基礎とその疾病との関連	遺伝学		2	
		病理学総論	2		
		病理学各論		1	
		微生物学	2		
		血液学	2		
		免疫学	2		
		薬理学		2	
		医学英語演習		1	
		医学英語特論		1	
	保健医療福祉と医学検査	医学概論	1		
		チーム医療概論	1		
		地域医療概論	1		
		公衆衛生学	2		
		公衆衛生学実習		1	
		地域包括ケアシステム論	2		
		関係法規	1		
		医療統計学		1	
		健康栄養学総論		1	
	医療工学及び情報科学	医療工学概論	2		
		医療工学実習		1	
		医療情報学	2		
		医療情報学演習		1	
		医療検査情報システム論		2	
専 門 科 目	臨床病態学	臨床医学総論	2		
		臨床医学各論	2		
		臨床検査医学	2		
		病態解析学特論		2	
		総合臨床検査学		4	
	形態検査学	医動物学	1		
		病理検査学	2		
		病理検査学実習	2		
		血液検査学Ⅰ（疾患と検査）	2		
		血液検査学Ⅱ（機器とデータ解析）		1	
		血液検査学実習	2		
		細胞検査学		1	
		生殖医療概論		2	

区分		授 業 科 目	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
専 門 科 目	生物化学分析検査学	臨床検査学基礎実習	1		
		臨床検査総論	2		
		臨床検査総論実習	1		
		臨床化学Ⅰ（基礎）	2		
		臨床化学Ⅱ（臨床応用）	1		
		臨床化学実習	2		
		放射性同位元素検査学	2		
	病因・生体防御検査学	微生物検査学	2		
		微生物検査学実習	2		
		免疫検査学	2		
		免疫検査学実習	1		
		輸血・移植検査学	2		
		輸血・移植検査学実習	1		
		遺伝子・染色体検査学		2	
		遺伝子・染色体検査学実習		1	
	生理機能検査学	救急救命法		1	
		生理機能検査学Ⅰ（基礎）	2		
		生理機能検査学Ⅱ（臨床）	1		
		生理機能検査学実習	2		
		画像検査学	2		
		画像検査学実習	2		
		画像検査学特論		1	
	検査総合管理学	検査管理総論	2		
		検査管理学演習	1		
		検査管理学特論	2		
		機器分析学	2		
		総合臨床検査セミナー		4	
	医療安全管理学	医療安全管理学演習	1		
	臨地実習	臨地実習前総合演習		4	
		臨地実習	7		
	卒業研究	卒業研究	4		
		合 計	112	76	
卒 業 要 件 単 位 数					130単位以上

別表 3 教職に関する専門教育科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教育原理		2	
教職及び教育の制度・経営論		2	
教育心理学		2	
発達心理学		2	
特別支援教育入門		1	
教育課程総論		2	
道德教育の指導法		2	
総合的な学習の時間の指導法		1	
特別活動の指導法		1	
教育の方法及び技術		1	
生徒指導の理論と方法		2	
教育相談		2	
進路指導及びキャリア教育の理論と方法		2	
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
教育実習事前事後指導		1	
教職実践演習（中・高 家庭科）		2	
栄養教育実習		1	
栄養教育実習事前事後指導		1	
教職実践演習（栄養教諭）		2	

中・高 家庭科教諭のみ

栄養教諭のみ

高知学園大学の教育目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、高知学園大学学則（以下「学則」という。）第1条第1項に定める目的を達成するため、学則第1条第2項の規定に基づき、高知学園大学が設置する学科の教育目的を定めるものである。

(教育基本方針)

第2条 高知学園大学は、学則第1条第1項に定める目的を達成するため、つぎの教育基本方針を定める。

高知学園の象徴、「世界の鐘」の呼びかける平和と友愛の精神を柱とし、自由と規律を尊び、真理を深め、創造性と情操を培い、広い教養と健全な社会性を身につけた専門的職業人を育成する。

(教育目的)

第3条 高知学園大学が設置する学科は、前条の教育基本方針に則り、以下に掲げる教育目的を定め、教育研究を行う。

(1) 健康科学部管理栄養学科

管理栄養学に関する講義・演習・実習を通して、食と栄養に関わる専門的知識と技術を習得するとともに、健康維持・増進の重要性を理解し、保健、医療・福祉、教育、行政及び企業等の多岐にわたる業務に貢献できる実践力を備えた管理栄養士を養成する。

(2) 健康科学部臨床検査学科

医学及び臨床検査に関する講義・演習・実習を通して、生命の仕組みと疾病の成り立ち及び予防に関する専門的知識と技術を習得するとともに、健康維持・増進の重要性を理解し、高度化・多様化する現代医療に貢献できる実践力を備えた臨床検査技師を養成する。

附 則

- 1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。

高知学園大学評議会規程

(目的)

第1条 高知学園大学（以下「本学」という。）に評議会を置く。

(組織)

第2条 評議会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長、学生部長、教務部長、情報企画部長、図書館長、キャリアセンター長
- (4) 学科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長の指名する者

(審議事項)

第3条 評議会は、学長の求めに応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の教育及び研究に関すること。
- (2) 学科、その他の機関の連絡調整に関すること。
- (3) その他、本学に関する重要事項

2 学長は、前項に掲げる審議事項の内、学則第14条第1項及び第2項に定める事項については、評議会の議を経て教授会の審議を求める。

(議長)

第4条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

(議案の提出)

第5条 評議会の議案の提出は、学長が行う。

(会議の成立)

第6条 評議会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状提出者含む。）がなければ会議を開くことができない。

(代理者の出席)

第7条 評議会構成員のうち、第2条第4号に該当する者において、事故あるときは、代理者を指名し出席させることができる。

2 構成員はその代理者について、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

3 代理者は構成員の権限を有するものとする。

附 則

1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。

高知学園大学教育組織規程

(目的)

第1条 この規程は、高知学園大学学則第10条第6項の規定に基づき、高知学園大学（以下、「本学」という。）における教育研究の円滑な実施・運用に資することを目的として設置する組織について必要な事項を定めるものである。

第1章 学生部・教務部・情報企画部・図書館の委員会組織

(学生部)

第2条 本学の学生が充実した学生生活を送り、所期の目的を達成できるよう指導・支援するために、高知学園組織規程（以下、「組織規程」という。）第2条の3第1項に規定する学生部に次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 学生委員会
- (2) カウンセリング委員会
- (3) 入学試験募集委員会
- (4) 就職委員会
- (5) 倫理委員会
- (6) 白菊寮運営委員会

2 前項の各号に掲げる委員会に関する規程は別に定める。

(教務部)

第3条 本学の学生が所期の目的を達成できるよう、教育研究内容の質的向上や指導力の向上を図るために、組織規程第2条の3第1項に規定する教務部に次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 教職課程委員会
- (3) 自己点検評価委員会
- (4) ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会
- (5) 公開講座生涯学習委員会
- (6) 健康教育委員会
- (7) 実験室安全管理委員会

2 前項の各号に掲げる委員会に関する規程は別に定める。

(情報企画部)

第4条 本学の情報基盤及び情報教育の充実強化を図り、学生たちに情報化社会に対応できるような能力を習得させるため、組織規程第2条の3第1項に規定する情報企画部に次の委員会を置く。

- (1) 情報企画委員会

2 前項の委員会に関する規程は別に定める。

(図書館)

第5条 本学の図書館の充実を図り、学生の学習、教員の教育・研究の活動を支援し、その向上に資するために、高知学園大学学則第7条、組織規程第2条の3第1項に規定する図書館に次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 図書館運営委員会

(2) 紀要編集委員会

2 前項の各号に掲げる委員会に関する規程は別に定める。

(学生部長、教務部長、情報企画部長及び図書館長の統轄)

第6条 学生部長、教務部長、情報企画部長及び図書館長はその部、館の委員会を統轄するものとする。

第2章 全学的委員会組織

(全学的委員会組織)

第7条 本学の教育研究環境の充実と運用の徹底を図るために、全学的な委員会組織として次の各号に掲げるものを置く。

(1) 個人情報保護委員会

(2) 医療事故等対策会議

(3) 地域貢献推進会議

(4) 研究倫理審査委員会

(5) 研究に関する不正防止委員会

(6) 公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会

(7) 災害対策委員会

(8) 自己点検評価作業連絡会

(9) 自己点検評価検討会議

2 前項の各号に掲げるものに関する規程は別に定める。

(広報活動並びに学生支援組織)

第8条 本学の広報活動と学生支援体制のいっそうの充実を図るために次に掲げるものを置く。

(1) 広報企画会議

(2) キャリアセンター運営会議

2 前項の各号に掲げるものに関する規程は別に定める。

第3章 その他の事項

(新たな組織の設置)

第9条 学長は、本学の運営上必要な組織を置くことができる。

(事務局組織)

第10条 本学の事務部門である事務局組織とその所掌については、組織規程の定めに基づき運用するものとする。

(スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会)

第11条 事務局職員の資質向上を図るためにスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会を置く。

2 前項の委員会に関する規程は別に定める。

(その他)

第12条 この規程に定めるものの他必要な事項については、学長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。

高知学園大学図書館規則

(設置)

第1条 高知学園大学学則第7条に基づき、高知学園大学（以下「本学」という）に附属図書館を置く。

(名称)

第2条 附属図書館は高知学園大学図書館（以下「図書館」という）と称する。

(目的)

第3条 図書館は、本学の学生の学習、教員の教育研究、及び職員の学生支援等に資するために、必要な情報を収集し閲覧、利用に供するものとする。

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は館務を掌握し、図書館を代表する。

(職員)

第5条 図書館に職員若干名を置く。

2 職員は館長の命を受けて館務を処理する。

(運営委員会)

第6条 図書館に図書館運営委員会を置く。

2 図書館運営委員会に係る規程は別に定める。

(細則等)

第7条 図書館の細則、文献管理内規、その他の必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は平成32年4月1日より施行する。

高知学園大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項及び高知学園大学学則（以下「学則」という。）第42条の規定に基づき、高知学園大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学部	学科	専攻分野名称
健康科学部	管理栄養学科	栄養学
	臨床検査学科	臨床検査学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第41条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定したときは、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「高知学園大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。

高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学設置基準第27条の2、第27条の2第2号(2)、及び高知学園大学学則第34条に基づき、単位制度を実質化し、学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し授業内容の深い理解につなげるため、学生が計画的履修と自学自習を実施することを目的として、履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする(以下「CAP制」という。)

(履修単位数の上限)

第2条 上限となる履修単位数については、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、一年間に48単位までとする。

2 当該学期の直前の学期におけるグレード・ポイント・アベレージ(GPA)が2.7以上の学生は、次期の履修について、前項の上限単位数に5単位を加えた単位数を上限として履修可能である。

3 休学や病気欠席等のやむを得ない事由により、その学期のすべての授業科目を履修できなかった者の履修登録単位数の上限は、所属学科で検討の上、学長の承認を得て上限単位数の緩和を認める場合がある。

(CAP制から除外する授業科目)

第3条 以下に掲げる授業科目は、CAP制に含まないものとする。

- (1) 卒業単位に算入しない授業科目。
- (2) 教職専門科目
- (3) 集中講義による授業科目。
- (4) 学外実習科目。
- (5) 再履修登録科目。

(対象学生)

第4条 CAP制を適用する対象学生は、本学の学科に在学する学生とする。なお、科目等履修生は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。

高知学園大学教授会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、高知学園大学学則（以下「学則」という。）第14条第3項の規定に基づき、教授会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（教授会の審議事項）

第2条 教授会は、学則第14条に定める事項を審議する。

2 学則第14条第2項の内容には次の事項を含むものとする。

- 一 教育課程一般に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 学則及び諸規程の制定並びに改廃に関する事項
- 四 学生の入学、進級、退学、休学、復学、転学等に関する事項
- 五 学生の褒賞及び懲戒に関する事項
- 六 教育研究並びに学生の補導・厚生に関する事項
- 七 その他、学長が必要と認めた事項

（議長等）

第3条 学長は、教授会を招集し、その議長は学部長となる。ただし、議長に事故のある場合は、学長が指名した者がその職務を代行する。

（招集）

第4条 学長は、定例の教授会を、原則として毎月1回招集する。ただし、学長は必要がある場合には、臨時に教授会を招集することができる。

（議案の提出）

第5条 教授会の議案の提出は、学長がこれを行うものとする。

（会議の成立等）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状提出者を含む。）をもって成立する。

（構成員以外の出席）

第7条 学長は、必要があると認めるときは、関係職員を出席させることができる。ただし、その職員は議決に加わることはできない。

附 則

- 1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。